

地域活動を応援する補助金の募集案内

令和5年度

尼崎市・西宮市・芦屋市で

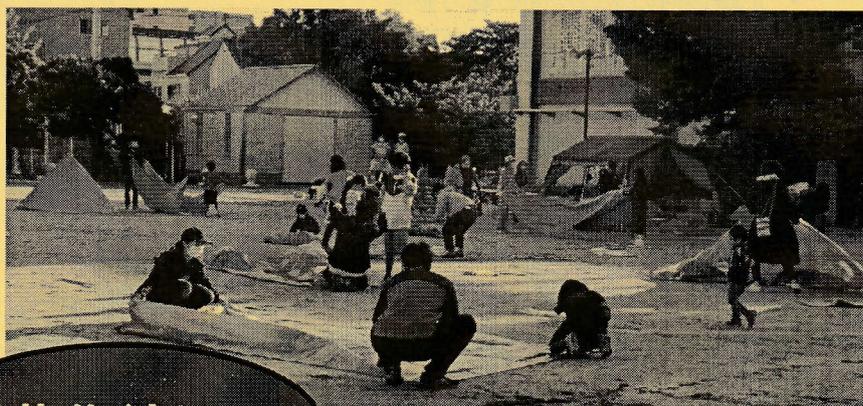
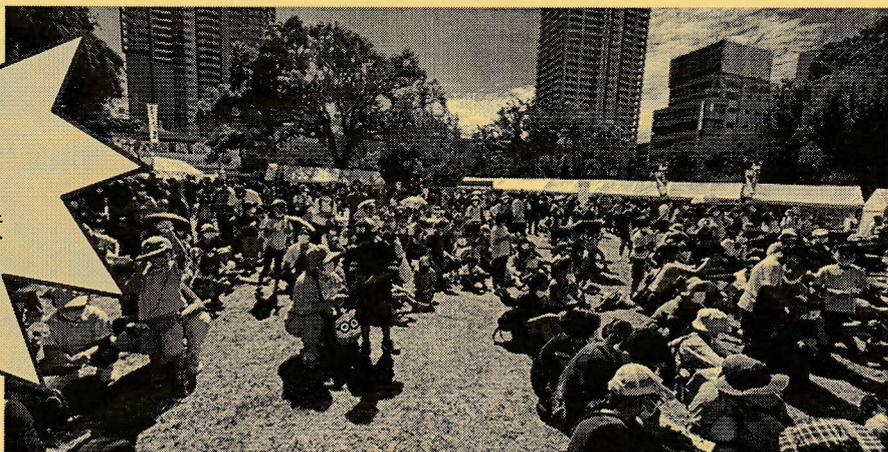
地域のために頑張る団体の皆様を応援します。

阪神南ふるさとづくり応援事業

阪神南地域における課題解決や地域の活性化に向けて、地域団体が創意工夫し、よりよい地域づくりを目指す新たな取組に対して、経費の一部を補助します。

《 新設 !! 》

大阪・関西万博に向けた交流促進支援事業への補助



▲ 2022年度採択事業
「2022 あきんどフェスティバル」

◀ 2022年度採択事業
「地域で楽しく繋がる防災」

募集締切



事業着手日が
令和5年4月1日～5月31日の事業

令和5年3月10日(金)まで!

事業着手日が
令和5年6月1日以降の事業

令和5年4月20日(木)まで!

※ 本事業の実施は、兵庫県議会において令和5年度当初予算の成立が前提となります。

兵庫県阪神南県民センター

1 対象団体

阪神南地域（尼崎市・西宮市・芦屋市）を活動基盤とする地域団体（単位組織だけでなく、校区・市域等の連合組織や地域団体が組織する実行委員会等を含みます）。

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織、NPO 法人などの地域コミュニティ等、阪神南地域を基盤に活動を行い、下記のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- ① 阪神南地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動を行っていること。
- ② 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること。
- ③ 規約や代表者を定めていること。
- ④ 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。
- ⑥ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体でないこと。

2 対象事業

阪神南地域が抱える課題解決や地域の活性化に向けて地域団体が取り組む 阪神地域ビジョン 2050 の推進に資する 新たな事業を対象とします。

区分	補助対象
①大阪・関西万博に向けた交流促進支援事業 《 新 設 》	2025 年大阪・関西万博に向けて、域外からの交流を促進するにぎわいづくりを支援し、機運醸成を図る取組 例 えば ・ 阪神南地域で盛んなマリンスポーツによる地域振興イベント ・ 尼崎運河の水辺空間の魅力発信 ・ 地域周遊型の現代美術イベント ・ インバウンド誘客を図る体験型・周遊滞在型プログラムの実施 等
②地域活動支援事業	地域課題の解決につながる取組、地域の活性化に向けた取組 例 えば ・ 多世代交流イベント ・ コミュニティ活性化イベント ・ 避難所ルートづくり ・ 下校時見守り活動 ・ 親子体験学習会 ・ 水辺や緑地の保全活動 等
③地域の魅力発信集客イベント支援事業	地域のにぎわいを創出し、消費喚起を図る地域活性化に資する集客・交流イベント 例 えば ・ 地域の実行委員会が実施する地域産品消費拡大イベント ・ イベント実行委員会が実施各種まつり、バル 等

※1 従来から実施している又は実施していた事業については対象外とし、従来の活動に創意工夫を加え、活動の広がりが認められる事業のみ対象とします。

※2 次に該当する事業は、対象から除きます。

- ① 地域団体及び地域団体を構成する者の財産の形成又は営利を目的とする事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する事業
- ④ 従来から実施している又は実施していた同じ内容の事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く。）
- ⑤ 兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助金を受けている事業もしくは国、県、市、その他団体からの受託事業

※3 1 団体につき 1 事業のみ応募が可能です。

3 補助内容

(1) 対象事業の期間：令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木)

※ ただし、各募集時に設定している「事業着手日」以前の事業は対象となりません。

(2) 補助金額・補助率

区 分	補助金額	補助率
①大阪・関西万博に向けた交流促進支援事業	上限30万円	定額 (1千円単位)
②地域活動支援事業	上限20万円	
③地域の魅力発信集客イベント支援事業	上限20万円	

※ 審査の結果、不採択、補助金額の減額となることがありますので、ご了承ください。

※ 当該事業の収入の合計額が支出の合計額を超える場合は、支出の合計額からその他補助金・助成金、参加費収入、その他収入を控除した額を上限とします。

(3) 補助対象経費

応募事業に直接必要な経費とします。(領収書(写)の提出が必要) ※別紙参照

(4) 募集期間等

区 分	事業着手日	募集期間
第1次募集	令和5年4月1日～5月31日	令和5年2月20日(月)～3月10日(金)
第2次募集	令和5年6月1日以降	令和5年4月1日(土)～4月20日(木)

4 応募方法

(1) 応募書類 ①応募書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④申請団体・協働団体概要書

※ 応募書類の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/press2/furusatodukuri2023.html>

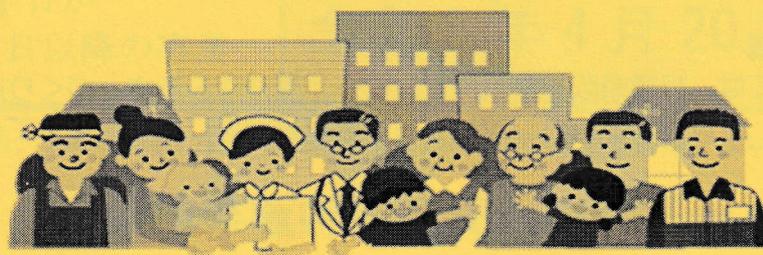


(2) 応募書類提出先(お問い合わせ先)

下記提出先に送付してください。

※ 郵送、宅配便のほかEメールでの提出も可能です。ただし、FAXによる提出は認めません。

兵庫県阪神南県民センター県民交流室 県民・産業振興課
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 (兵庫県尼崎総合庁舎3階)
TEL06-6481-4397 (土・日、祭日を除く) 平日 9:00～17:00
Eメールアドレス: hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp



5 審査方法

(1) 審査方法

審査会による審査を行います。書類審査に加え、応募者によるプレゼンテーション（事業説明）をしていただく場合があります。

(2) 審査基準

次の基準に基づき、補助対象事業及び補助金額を決定します。

実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本事業の趣旨に沿った活動を行う団体であるか。・本事業を実施し、独立した経理能力を有している団体であるか。
事業計画	<ul style="list-style-type: none">・事業内容の計画性は高いか。・収支予算は、効率的・効果的なものであるか など
地域性	<ul style="list-style-type: none">・地域課題を的確に把握し、地域課題の解決につながる事業計画となっているか。・広く地域住民が参加できるなど、地域への広がりが期待できるか。・地域資源を活用できているか など
新規性・将来性	<ul style="list-style-type: none">・新規事業、もしくは従来の活動に創意工夫を加えて活動の広がりが認められる事業であるか。・次年度以降、さらなる地域住民の参画・参加が見込まれるか など
有効性	<ul style="list-style-type: none">・他団体と協働するなど、地域団体の企画力、組織基盤強化につながる取組であるか。・事業実施で期待される事業効果が具体的に示されているか。

(3) 審査結果

補助事業の採否及び補助金額については文書で通知すると共に、採択事業については団体名、事業名、補助金額を県ホームページに掲載します。

6 採択後の流れ(補助金交付申請、実績報告・支払い)

(1) 補助金交付申請

補助事業に採択された事業については、審査結果の通知が届き次第、速やかに、補助金交付申請書を提出していただきます。

(2) 補助事業実績報告

補助事業完了後 30 日以内に、実績報告書を提出していただきます（事業実施状況を示す写真、チラシ等の添付が必要です。）。

※ 助成事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、ホームページや事例集等で紹介させていただきます。また、提出いただいた写真は、募集チラシ等、広報で使用することがあります。

(3) 支払い

提出された実績報告書等を確認のうえ、指定された口座に補助金を振り込みます。

(4) チラシ等への記載

補助事業については、兵庫県阪神南県民センター「阪神南ふるさとづくり応援事業」による補助を受けていることを、PRチラシ、パンフレットや当日資料等に必ず記載してください。

(別紙)

令和5年度阪神南ふるさとづくり応援事業 補助対象経費について

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	・講演会・研修会の講師謝金、出演団体への謝礼 (上限総額5万円)	・団体構成員、協働の相手方への謝金 ・左記の上限超過分
旅費	・講師等に対する旅費 (公共交通機関料金の実費弁償のみ)	・自家用車での移動経費、ガソリン代、タクシー代等
印刷製本費	・PR用チラシ、ポスター、パンフレット等 作成印刷費、資料コピー代 ・看板、のぼり作成費	・兵庫県阪神南県民センター「阪神南ふるさと づくり応援事業」による補助金を受けている 旨の記載のないチラシ等広報印刷物費用
通信費	・切手代、郵送料	・電話代(年間契約)
活動資材費	・活動資材購入費、事務用消耗品費	・財産の形成となる備品購入費 (1品5万円以上または耐用年数1年以上のもの)
保険料	・イベント保険料、ボランティア保険料	
使用料	・会場施設使用料 ・OA機器、音響、重機等レンタル・リース料	・賃料 ・販売を目的とした事業機材のリース料等
委託料	・会場設営、会場警備、調査研究等にかかる 業者委託料 (ただし、委託料は補助対象経費の1/2以内)	
食糧費	・熱中症対策としての飲料費など、事業遂行上、 特に必要と認められるもの	・飲食費 (弁当、茶菓代、食事代、販売目的の食材費等)
その他	・バス借上料 (団体構成員以外の事業参加者の交通手段 として借り上げるバス) ・振込手数料(補助対象経費にかかる分)	・団体構成員、協働の相手方への謝金 ・団体構成員、協働の相手方の人件費 ・資材運搬にかかるガソリン代 ・領収書が発行できない経費 ・参加者粗品、景品・商品 ・団体の経常的、日常的な活動経費や維持運営費

※ 領収日が事業期間外の経費は対象外とする。